

### 国民健康保険高齢受給者証の更新について

(町民税務課)

平成14年10月の法改正により、国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方(既に老人医療受給者証を交付されている方は除く)は、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

まだ、更新をされていない方は、新しい高齢受給者証と交換いたしますので、次のものを持参して、町民税務課までお越しください。

- ・持参するもの
- ・国民健康保険証
- ・現在使用中の高齢受給者証
- ・印鑑

お問い合わせ

町民G (内線233)

**取り壊したり、新築・増築した家屋等はありませんか？**

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋を所有している方にかかります。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(又はすでに済んだ方)は、早めにご連絡ください。

お問い合わせ

税務G (内線251)

### 個人事業税の定期課税第1期分の納付について

(町民税務課)

8月は個人事業税の定期課税第1期分の納期です。8月中旬に納税通知書をお送りします。納期限の8月31日(金)までにお近くの金融機関・郵便局又は県税事務所の窓口で納付してください。また、口座振替を申し込まれている方は、口座の残高をご確認ください。

なお、新たに口座振替による納税を希望される場合は、お取引の金融機関(郵便局は除く)でお申し込みください。

詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

境県税事務所 課税課

☎1120(代)

(87)

今年度金婚式(入籍50年目)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月17日(月)敬老の日に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年度入籍50年目を迎えられるご夫婦をお祝いします。お申し込みください。

対象者

今年度金婚(入籍50年目)を迎えられるご夫婦(昭和32年

4月1日から昭和33年3月31日までに入籍のご夫婦)

お申し込み期限

8月17日(金)

注意

五霞町に本籍地がない方は、戸籍謄本(婚姻期日が明記されているもの)をご持参ください。

お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課窓口にて申請してください。

高年齢者支援G (内線239)

地域子育て支援拠点事業のお知らせ(健康福祉課)

子育てについて、不安や悩みをお持ちではありませんか？

本事業では、町が指定する保育所において、専任職員を配置して実施している親子教室や育児相談などの取り組みを支援しています。

月に楽しいプログラムを用意していますので、お子さんの集団遊びの場に、子育て仲間の出会いの場に、皆さんの参加をお待ちしています。

【ひよこクラブ】  
日時 9月28日(金) 午前10時15分から

午前11時15分から  
実施場所 五霞保育園ホール  
対象 未就園児と親  
持ち物 上履(親と子)、飲み物(水筒) 汗拭きタオル  
服装 運動しやすい服装  
参加費 無料  
当日は直接、保育園ホール前にお越しください。

お問い合わせ

子育て支援センター

☎3788 (84)

【たんぽぽクラブ】

日時 毎週月曜日 午前9時から 毎週水曜日 午前9時から

実施場所 五霞第一幼稚園

対象 0歳~1歳の未就園児と親

2歳以上の未就園児と親

持ち物 上履(親と子)、汗拭きタオル

服装 運動しやすい服装

参加費 無料

当日は直接、保育園ホール前にお越しください。

お問い合わせ

子育て支援センター

☎3788 (84)

【ご存じですか】

児童扶養手当と特別児童扶養手当 (健康福祉課)

【児童扶養手当】

父親と生計をともししていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。

支給の対象となる児童

・父母が婚姻を解消した児童

・父が死亡した児童

・父が一定の障害の状態にある児童

・父の生死が明らかでない児童

・父が引き続き1年以上遺棄している児童

・父が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで生まれた児童

・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、公的年金(例えば障害者年金や遺族年金)及び遺族補償等を受けることができる等の場合には手当を受ける資格がありません。

手当の額

月額 41,720円(対象児童一人 全部支給の場合)

児童数により加算があります。

また、受給資格者及び同居の家族等の所得により手当の一部又は全部の支給が制限され